

# 現代社会における市民的公共性と教育システム

教育哲学・教育史研究室 桜 庭 一 郎

## Toward a Construction of a Theory on the Public and the Educational System in Modern Japan

Ichiro SAKURABA

Regarding for social functions, the analysis of a modern educational system needs a viewpoint of supply-demand relationships. On the other hand, the analysis of the distributive problems on the educational system needs a viewpoint of the decision-making processes on the public. In this paper, I try a theoretical approach to integrate both points of view.

### はじめに

本稿の課題は、現代社会における学校教育制度を市民的公共性との結合のもとに市民の機関として再編成するための基本的な枠組みについて、主に基盤理論レベルにおいて検討するところにある。

### 1. 現代社会における社会システムの発展

#### (1) わが国の「公共性」の状況

従来のわが国社会においては、「公」もしくは「公共」という概念は、ほとんどの場合「お上」もしくは「国家」と同義のものであるとみなされてきた。戦後社会においても、市民生活に関連する社会的環境をめぐる市民の異議申し立てが、国家や公権力にたいしておこなわれたときに、「公共の利益」を強く主張したのは国家や政府であった。それに対して市民の側が強調したのは、主に被害者としての立場であった。これがたとえば公害であるとか、自治体行政の腐敗、公共サービス拡充の遅滞であるとかいった、被害や利害が住民や国民の間に比較的共通化しやすい問題であるならば、こうした「被害者」の立場から、利害主張や改善要求を「加害者」である政府・自治体・企業につきつけることは、市民の各層から多少とも支持しうる要求として認知されたのである。しかも、こうした主として高度経済成長期の社会の急激な変動にともなう市民生活上のインフラストラクチャ（基盤）の絶対的不足や産業活動上生じるさまざまな副次的

影響（とくに産業廃棄物）に対する社会的処理システムの不足に対して、中央・地方の行・財政のとった態度はほとんど無策に近いという状況がしばらく続いていたから、ますます社会全般になんらかの対策を求める住民運動や市民運動が広がったのである。

しかし、自治体や政府がこうした諸社会問題に対して法制的・行財政的措置をとりはじめ、「公的」な対策が講ぜられるようになった段階で生じてきたのが、上のような住民運動や市民運動が実は「私的」を集団的に追求する「地域エゴ」「住民エゴ」なのではないかという非難の声である。そして、「公共の利益」は政府・自治体が代表するという「公共=公権力」論が主張される一方、住民運動・市民運動はしばしば「私的」を主張しての位置に貶謙させられることが生じてきたのである。とくに、利害関係がある集団に集中し市民一般に共通化しないような問題（局部的問題）などでは、市民運動の側が自分たちの側が「公共性」を帯びた主張をおこなっていると強調できない状況も生じてきた。

問題が複雑になるのは、生活環境というものが私的利益に結びつく社会的な財であるということにもとづいている。場合によっては、生活環境の変化に対して抵抗するということが、非市場的な意味ではあるが私的利益の追求の活動ともなりうる。たとえば、補償金のつり上げをねらう動機にもとづいて住民が反対運動をおこなったりする場合もありうるのである。この場合の住民運動は、「公」たる国家や自治体から補償や譲歩を引きだす「私」的運動に限りなく性格が近づいていくことになるだろう。

### (2) 「私圏」と「公圏」の交差

だが、近年被害の共通性という地点から編成された市民運動が、「公共性」を強く主張しにくくなっているのは、主題となる諸問題がかつてのように「被害者」と「加害者」を明確に区分できるような領域から、そうした区分をしにくい領域に中心点を移動させたという事情が大きく作用していると考えられる。たとえば公害や環境汚染問題などは、加害者が明確に立証できない場合でも被害者であるという立場は明示的になることが多い。ところが、現代日本社会のもうひとつの社会問題たとえば学校教育の「受験地獄」などと呼ばれる教育問題などは、被害者と加害者を二分しその対立関係でとらえてすむような問題ではなくなってきているのである。それほどまでに複雑で入りこんだ要因が重合して作りだされる社会問題であるという点がまず重要であろう。

さらに、もうひとつより根本的な社会構造上の変動に関わる問題があげられる。それは、現代社会の流動化と社会組織の専門分化を動因として急速に進行した、大衆の生活世界に生じた個別性の増大とそのシステム的統合という事態である。その内容は後述するが、ここで特に必要であると考えられるのは、現代社会の特質としてしばしば指摘される大量消費などにあらわれている、大衆の生活世界の物的・精神的・肉体的再生産が個別化して個人または家庭単位で営まれるようになったとともに、そうした個別の再生産活動を財・サービスの供給装置が支えつつ統合しているということである。

この供給装置は、全体としては市場部門と非市場部門のものがある。また、その中間的な部門（公的企業体等）もある。供給の方式にはいくつかのタイプ分けがあるが、大衆の生活世界の再生産に必要な多くの部分、とくに必需的財やサービスをこの社会的供給装置を経て個人（個別家庭）が調達するという基本型は変わらない。すなわち、個的営為としての消費や公共サービスの利用は、社会的な供給装置を前提にしてはじめて可能となつたということである。現代社会の中では、個人や個別家族の「私的」性格は、「公的」性格と表裏一体の関係になつたという事情が留意されなければならないのである。以下に現代社会において生じた個別性の増大と社会システムによる統合について検討することにしよう。

### (3) 個別性の増大と社会システム統合

国民が大都市に人口集中し、大都市的生活様式が一般的になるにしたがって、この生活様式の維持をおこなうために生活財の供給、所得の獲得、余暇の利用、文化・教育財の供給が、それぞれに対応する機関や経営体等の

供給メカニズムに依存することを不可欠のものとした。この生活様式は、高度成長期とそれにひきつづく1970年代に急速に全国民を包摂し、今ではいかなる農村といえどもこの生活様式を程度の差はあれ受け入れることを余儀なくされている。

日常的な生活維持について考えてみよう。たとえば、都心——下町といった旧来の都市の外縁に郊外地域や衛星都市が発達し、この両者を合わせて大都市地帯が形成される。この大都市地帯では住民の多くは郊外部分に居住する。ここに「アメリカ型生活様式」の発達の主舞台が設定されるわけだが、この生活スタイルが大衆的に普及することを可能にするのが、先に述べた生活財等の供給メカニズムの発達である。郊外地域において、生活維持のための社会的装置（上下水道、エネルギー、保健・衛生、交通、教育その他の社会サービス機関や商店・サービス業などの生活関連産業）を欠いては、どのように立派な家屋敷であっても、またどのように巨大な集合住宅でさえも、都市的生活者が日常的に生活を営むのにはたいへんに不便を感じさせるものであろう。この意味からすれば、郊外地域に多い一戸建て住宅という家屋形態は、一見すると個々の家族がその生活を個別に営んでいるようであるが、諸生活手段の獲得という点からみると明らかに生活財等の大規模で共通的な供給メカニズムに依存してはじめて成り立ちうるような個別の家族生活であるという特徴をもっている。だがそれだけではなく、上に示した生活財等の供給メカニズムは生活世界のトータルな性格からみて、ワンセット性を求められる。上で示唆した諸機関の中でどれかひとつがそのサービス提供、供給をおこなえなくなった状況を想定してみれば、それがひとたび発生した時に家計や生活に与える困難と損失は非常に大きい（もちろん供給される財やサービスの性格によってその程度はちがってくるであろうが）ものになることは言うまでもないことだろう。

なぜ郊外地域でこのような生活財やサービスの供給が発達してきたのだろうか。都市郊外地域においては都心や下町のように共同的な生活手段が高度に集積した空間に比べると、こうした共同的生活手段の蓄積度が低く共同的な生活手段の確保が困難である。いわば郊外地域で発達する供給メカニズムは、都心地域では人口集積の高度化によって得られた社会的生活諸手段の代替という性格をもっていると考えられる。

### (4) 財・サービス供給システムの発達

以上みてきた大都市近郊地帯に限らず、現代日本社会においては、高度経済成長と大都市化の進展が、戦前に

あっては大都市近郊の近代セクターの中間層以上に属する階層に限定され、いわば局地的特權的財・サービスの供給をおこなう装置にすぎなかつたものを、科学技術の応用と組織機構の高度専門化によって大衆に対する生活財・サービスの供給を可能にする巨大な社会装置、社会システムとして発達させたのである。

ここで、主要な大衆的な生活関連の財・サービス供給システムを列記してみよう。消費財や生活サービスを供給する流通システム、生活用のエネルギーや生活用水の供給、家庭廃棄物の処理などの社会システム、生活の安全や保健・衛生、環境保全等を担う公務サービスシステム、個人の移動や物流に関わる交通運輸システム。また、テレビや新聞、雑誌、出版等のマスメディアシステム、個人の情報流通に関わる電話・郵便・通信・情報システムなど。さらに、遊興やリフレッシュメントに関わる余暇システム、病気・怪我などに対応する医療・保険システム、演劇、映画・公演等さまざまな表現活動を大衆に媒介するパフォーマンス・システム等があげられる。その他に、文化や専門的科学知識などを修得させる文化・教育システム、専門的訓練や技能養成に関わる専門訓練・職業訓練システム等々も重要な社会システムとして発達してきた。つまり、生活の全局面に対応する生活財・サービス等の供給装置が、巨大な供給システムとして大衆化したというのが現在なのである。

高度成長期の前と後では明らかに、わが国の社会構成員が全体として、生活関連の財・サービスさらに情報・文化の社会的な供給装置に包摂される水準が大きく異なっている。それは、わが国の大衆の生活世界にあらわれた質的・構造的变化を供給面から支えるものである。高度成長期以降に急速に発展した巨大化した大衆的生活システムは、その前史段階における特權的な生活関連の財・サービス供給という性格を変化させ、大衆的な生活関連の財・サービスさらに情報や文化にまで至る大量供給を担う社会システムへと構造転換したのである。そしてこの大量供給のための社会システムの発達は、大量生産を主要な生産方法とする産業システムの発達と不可分の関係におかれていることはいうまでもない。

このように、教育という営みやその制度化のひとつである学校教育制度において、教育財はサービスの〈供給—需要〉関係にもとづく交換に依存する度合が非常に大きくなってきており、これを欠いて現代社会における教育や学校は維持されないともいうことができるのである。

## 2. 供給——需要関係からみた社会システム

### (1) 通学先の自由選択

近年の「教育の自由化」論の中で、教育を消費財としてとらえたうえで、個人（家庭）の自由選択権を消費者主権の一部であると主張するものがあらわれている。そこで「自由選択」の対象としてあげられているのが、義務教育段階の学校の通学先である。そして、この教育財の消費者である個別家庭が、通学先を自由に選択することをとおして、学校間に提供する財・サービスの向上競争が生みだされ、したがって個々人の消費や質的向上がはかられるという「学校教育の質的向上のための改善提言」がおこなわれているとみてよいであろう。すなわち市場的な要素を現状の学校教育制度の枠内で導入することによって誘発・促進される学校間競争が教育の質的改善につながりうるという認識がここには明示されている。

これに対する批判には、教育を消費としてとらえることに対する反対や、「教育の商品化」が家庭の間に現存する経済的格差構造を教育機会の格差構造により強く反映させるものだという批判を加えるものが多いと考えられる。前者の教育は消費ではないとする考え方には半分は同意しうるし、後者の教育機会分配の上で格差構造の強化をまねくという批判にも同意することができる。にもかかわらず、「教育の自由化」論は、ある重要な問題提起をしたものとして慎重に検討されなければならない。すなわち、可能性としてはあるが、教育の質は多様な選択肢の中から自由選択をおこなうことで向上しうるのではないかという点、さらに一層重要なことは、学校教育の質的向上の問題を教育財・サービスの供給と需要という関係の中でとらえようとする点である。

たとえば、市場に財・サービス供給をゆだねた場合でも、ある種の財・サービスについては供給者側の競争の結果、より使いやすい方がより安く入手できるようになり、そのことが大衆の間に存在する経済的格差にもかかわらず、ほとんどの人々がその財やサービスを利用できるようになる直接の原因となった事例はしばしば生じている。機能的には同種の商品が何種類も市場を経て供給され互いの競争がおこなわれた結果、品質水準がその商品全体で高まるということもある。こういう事例はとくに消費財領域で生じることが多い点も先の「自由化」論の背景になっているであろう。教育には市場財とならないという側面が常にみとめられなければならないにせよ、すでに学校教育システムをとおして個人（家庭）に対し

て教育財・サービスが大衆的に供給されている以上、そして個人にとって学校教育歴は私有財として機能しているのが現状である以上、学校教育を教育財・サービスの供給——需要の関係から検討することが不可欠であるといえよう。

### (2) 供給——需要関係からみた自由選択

先にみた「教育の自由化」論が示した学校教育の質的改善の方途は〈通学先学校の自由選択化〉→〈学校間競争〉→〈学校の教育財・サービス提供の質的向上〉→〈消費者としての個人（家庭）の利益向上〉というスジで考えられているようだ。ところがこのスジでは、学校の選択自由化が学校間の競争を生みだし、教育財・サービス提供が向上するという市場原理に関する過度に単純化した議論が前提されている。

だがここで考えなければならないのは、市場原理は上のような単純なスジでは作用しないという問題である。市場原理を供給と需要の関係でみた時に、常に稀少性が問題となる。ここで供給側X需要側Yとして、供給側と需要側の稀少性をめぐる関係についてみてみよう。供給側Xが総量として需要側Yの需要を上回る供給力をもち、供給側Xが独占的供給者でなく複数の競合する供給者であった時には、過少な需要をめぐって供給者相互の競争の生じる。それはしばしば供給側の自由競争をもたらし、その結果需要側からみると過剰な供給に対して自由選択が生じる余地が広がることになる。こうなると、需要側Yは自己の選択的行動をとおして供給側Xに対して自分の意志やニーズを反映させることができる。一方、供給側Xは、過少な需要を獲得するために、供給する財・サービスの価格引下げや品質向上などを積極的におこなう（強いられる）ことになる。また供給側Xは、需要側Yの意志やニーズになんらかの対応をおこなうことが必要になるのである。

今度は逆の場合を想定してみよう。供給側Xの供給力総量に対して需要側Yの需要が過剰である場合、需要側Yの複数の需要者は需要充足機会の稀少性をめぐって獲得競争を相互におこなうようになる。供給量と需要量の大きいミスマッチやその他の要因が作用した場合、需要者側には自由競争が生じる。このために供給側Xは、供給者相互の自由競争が大きければ過大な需要に対応して供給力を増やすであろうが、もし供給者が独占的供給者であるならば供給過少状態の維持によって需要側に対する制御力もしくは支配力を増大させる方向にしばしばむかうであろう。後者の場合、供給側が需要側のだれに供給するか、どのような価格や品質で財やサービスを供給

するか、またどのような形態で供給するか等に関する決定権を大きく握ることになるのである。他方、需要者は相互に競争をおこなったうえに、どのような財・サービスの供給をうけるかについても供給者の意向に大きく従わざるをえなくなるわけである。

以上みてきたように、供給と需要という関係のもとに置いて検討した場合、選択の自由化が競争を生じさせ財・サービスの質的向上にむすびつくという「自由化」論の論理は、需要側と供給側の間の関係において特定の条件が満たされた時にのみ可能性（つまり実際には上に示さなかった諸条件も関わってくるから）として成立するのであって、一般化することは避けなければならないということがわかる。

それでは、需要者の側からみて自由選択がおこないえて、それが供給側の提供する財・サービスの質的改善につながるような状況とはどのようなものであろうか。

先に示したように、供給側の供給量を需要に対して低位にとどめつづけるならば、需要側の自由選択は、たとえその権利が与えられたにせよ、実質的に発生しない。この場合むしろ需要者相互の自由競争によって供給者の需要者への統制力は強化される傾向が生じる。ところが、供給側に全体として供給過剰が生じ、しかも自由競争がおこなわれるならば、需要者には自由選択をおこなう余地が増大し、供給と需要の関係の中で供給される財・サービスに対する発言力や支配力が増大し、供給側のサービス向上への努力をよびおこすことができる。ここであげた〈供給側の供給過剰〉と〈供給者間の自由競争〉の2つの契機が揃わない限り、需要側の自由選択は供給側のサービス向上を呼びおこせないのである。だが一般に〈供給側の供給過剰〉が独占的供給者のもとで長期間にわたって生じるとは考えにくいから、二つの契機のうちで後者は前者の方に包摂されうる。すなわち需要側の自由選択行為が供給側の供給する財・サービスの質的向上に作用しうるのは、〈供給過剰〉状態においてであると一般的にはいえるのである。

現代社会において需要者の自由選択行動が供給者の供給行動とくに供給する財・サービスの質的向上等に実質的に作用するためには供給側の相対的過剰供給状態を必要とする。そしてこの状態ではしばしば価格そのものも低下するのである。

### (3) 必需的財の自由競争による獲得

ここで財・サービスの性格についての区分を導入しなければならない。すなわち、選択の余地なくなんらかの形で調達しなければならない必需的財と、自己充足・満

足という尺度から選択的に調達される自由選択的財の2つのタイプの財（サービス）である。両者を区別する固有的な基準線を想定することは困難である。実質的な社会関係の文脈の中で必需的か自由選択的かが分析されてくるのである。ここでは財・サービスそれ自体の性格よりも、その供給——需要関係について論じているのでこれ以上立ち入らないで、一般的に検討することにしよう。とくにここでは必需的財・サービスについて述べることにする。これは、後述するが大衆教育としての基礎的学校教育は、大衆にとって必需的性格をもっているからである。

必需的財・サービスが供給過剰であるならば、そうした財・サービスの需要者の自由選択性は傾向的に強まるであろうが、逆に供給過少もしくは絶対的不足状況において需要者の財・サービス獲得が自由競争的になるならば、その必需財の獲得自体に他の社会的資源の保有状況といった当面の供給——需要関係構造にとって外的な要因によって格差構造の拡大が生じる可能性が強くなる。また、ハーシュの言う「局地的競争」が基礎的・必需的財・サービスに波及することになり、競争は一種のゼロ・サム・ゲーム的サバイバル競争が大規模化する可能性が高まるのである。必需的財・サービスを供給不足の状況下で自由競争的に獲得させるような仕組みがいったん出来あがると、財・サービスの獲得そのものが自己目的化し、一種の自己運動となっていくのである。たとえばわが国の戦後日本社会の受験体制に包摂された学校教育制度の中での学歴獲得競争などは、こうしたゼロ・サム的サバイバルゲームの自己展開の実例であろう。

#### （4）供給の諸形態

現代社会の財・サービスの供給形態で最も特徴的なのは、市場形態による商品流通の他に、市場を通じての私的利潤追求とは直接には結びつかない公共サービス部門を中心とする非市場形態による供給形態が、とくに生活に関連する必需的財の供給にあらわれてきたことである。たとえばイリイチは、こうした公共サービス部門を中心とした非市場セクターを「コンヴィヴィアル・セクター」と名づけ、市場セクターと区別している。だが、この非市場セクターを一括するには余りにもその供給形態に相異のあるものが含まれていることもたしかである。まず国家や自治体がおこなう財・サービスの提供がある。またその関係組織体や公的企業体によるものがある。とくに後者には、独占的供給をおこなうが法律的に価格や供給形態などに制約が設けられているもの、より自由価格的であり私企業ではあるが公的性格からみて公定料金制

度や価格決定に官公庁による許認可を要するものなどがある。非市場的性格の強い供給形態から市場的性格の強いものまでさまざまなものが存在しているのである。またこの他に協同組織体によるものもこの非市場セクターに包括できるであろう。

一方、市場セクターが急激に拡大し、人々の生活財や文化的財が市場形態で供給されるようになり、他方でそうした企業活動の監視やチェックを消費者団体や官公庁がおこなうようになると、市場セクターの私的企業といえども、ある程度の社会的道義や社会的責任の自覚をもつことが要請されるようになる。消費者等の力が強い状況のもとでは、反社会的な行為をおこなった場合に長期的収益にとって不利をまねくことがありうるのである。なによりも競争的市場では、企業の持つイメージが大衆に受け入れられるかという問題が常に商品販売上問題となるだけに、このチェック機能はある程度実効性をもっているといえる。したがって現代社会では「私的企業」と「公的企業」さらに「公共サービス」の間に、中間的な形態をもつ経営体が増加したために、かつて私的企業と公共サービス部門を区分していた線ほど明確なもののは弱まる傾向にあるといえる。

このような傾向は、社会システムの形態をとって供給がおこなわれる財やサービスが多種多様なものに広がってきたことにも関わりをもつものと考えられる。すなわち、傾向的にはあるが、単一品種もしくは余り品種数の多くない財・サービスを大量一括方式で供給するタイプの社会システムには、公共サービス形態が向いている。これは、公共サービス部門がその官僚機構的特質からみて、単一財・サービス供給の効率化をおこないやすく、利潤をあげる必要がないということから、効率向上が価格安定に寄与する（良好に経営されればの話だが）可能性がより高いのに加えて、単一財・サービスの供給の効率性や価格は概略的な数量把握がおこないやすく、それゆえ公共部門にあった方が議会、行政府等を通じての公共的意思反映をおこないやすいという性格にもとづいている。

ところが財・サービスでも規格や品種が消費者の多様なニーズに適合するように多様に維持される必要のある場合、その財・サービスの供給にはなんらかの市場的性格とくに自由競争的性格が付与されることが向いているといえる。市場メカニズムによる供給は、多様な品種や規格さらに品質が求められる財・サービスの供給を多元的・分散的におこなうときに効率性や合理性を発揮する。これは先に検討したように供給者相互の自由競争状況が確保されることによって需要側の意向が反映されやすく、

またそうした需要側の意向を反映させようとする努力が供給側に生じるためである。需要側の意志反映は、ある特定の商品の売り上げ等の変動をとおして、分散的におこなわれるということであり、これはD.ベルが言うように市場の分権的特質によるものなのである。

以上みてきたように、財・サービスの供給形態は、その財・サービスの特性や品種の問題などが検討されることを通して判断されることが必要なのである。

#### (5) 供給方式

今度は、供給方式について考えてみよう。財やサービスの供給にあたって「供給方式」の問題はとくに大規模一括集中型の供給システムをめぐってあらわれる。さまざまな生活財・サービスの供給を支える方式として、大量集中供給方式が高度成長期以降一般化したが、この方式をとる多くの供給システムが公共セクターによって管理・運営されているにもかかわらず、こうした方式が内在的に市民の共同化を生みだしたということは余り生じていない。すなわち、既述したことであるが大量集中供給方式による財・サービスの供給においては、人々は個別の消費単位と化し、それをシステムが財・サービスの供給を通して統合することになるだけである。この場合個別単位は社会システムと直接結びつき、個別単位と社会システムとの間になんらかの共同的活動が介在する必要性はないのだ。大量集中供給方式には最初からそうした特性が存在しているのだが、なによりもまず財・サービスの供給能力の増大が望まれていた時代にはこれも積極的な意味をもっていたのであった。ところが、市民の共同的／連帶的管理運営の方式としては、このタイプの供給方式は余り適格であるとはいえない。ここで考えられるべきなのは、分散的分権的供給方式である。

一般にシステムの集中と分散の問題は、効率の問題とシステムへの参加の自発性確保の問題の両面からとらえられる必要がある。すなわち、システム集中は効率向上にとってしばしば効果的であるが、システム内構成員の自発性は低下する傾向がある。逆にシステム分散は、自発性の確保を得やすいが、意思決定などが行ないにくく効率面が低下する傾向がある。つまり、システム内部においては、集中と分散が常にバランスを保って存在していることが必要なのである。こうしたバランスがどの水準において最適であるかについては、財・サービスの特性や必要量などに応じて多様な値が出るだろう。一方にきわめて大規模な単位による供給方式があり、他方にきわめて小規模な単位の供給方式があり、財・サービスに応じた最適な規模の供給方式がみいだされる必要がある

と考えられる。

### 3. 現代の公共性像

#### (1) 供給——需要関係と公共性

前節において、教育財・サービス供給の相対的不足状況をそのままにした場合、進学先学校の自由選択性を高める方向で義務教育制度の改革をおこなうことは、人々の間の進学先をめぐる競争を激化させるばかりか、教育財・サービスの質的向上をもたらすインパクトたりえないことが示された。そして、供給過剰状況が意図的に形成されることを通して、そしてその場合に限って、自由選択性が教育の財・サービス供給の質的向上のインパクトたりうるということを指摘した。

だが、たんに供給過剰状況が作りだされればよいというものではない。さらに、現実には社会資源配分上の問題等から、教育財・サービスの供給が当面ただちに過剰状態になるとは考えにくい。したがって、供給と需要のアンバランスを解消する方向とともに、現実の教育財・サービスの供給形態及びその分配構造に対する市民のコントロール機能が形成されることを必要としている。むしろ、供給過剰状況に至るような供給力拡大は、市民の教育財・サービスの供給に対するコントロール力の強化とともにおこなわれなければならないということである。

ところが、前節迄でみてきたような、現代社会における個別性の高まりとその社会システム的統合という特質は、市民の社会システムに対する統制能力形成にある特有の道徳実践的困難をもたらすのである。

まず、個々人の活動の自由度が高まったこと、また多元的に形成された社会システムとの関係が個人ごとに異なってくる可能性、そして個々人のパーソナリティ特性や個性に対応して社会的供給装置を通して調達する財・サービスの組合せに相異が生じることなどによって、利害が個人（個別家族）化し、その個人の帰属する集団ごとに利害関係が交錯する。

さらに社会の多元化は個々人の利害を单一の社会的集団の利害と全般的に同一化することを妨げ、個人と集団の関係を多元的なものにする。一方で、ある社会集団はますます利害関係を共有する個人の集合体として形成されるようになるとともに、その社会集団の代表する利害はますます部分的なものになっていく。結果的にそうした利害集団相互の間の利害の調整・調停がますます必要になるのである（Th. ロヴィ）。

こうして、個別の社会的供給装置それぞれに対応する複数の利害集団同士の間のテクノロジカルなレベルにお

ける利害調整・調停は、まずその社会的供給装置内部の専門的官僚機構に依存するようになる。さらに個別の社会的供給装置は個別の財・サービス供給に対する目的的機構であるから、財・サービス供給にあたってその分配構造に関する意思決定は当該機構外部の政治的舞台（議会、行政府、理事会、首長、経営者等）に大きく依存するようになる。だが上の二つは、いわば利害の調停を前者は機能的・技術的に、後者は政治的・力学的におこなおうとするものである。この二者は個別の財・サービス供給の効率化や分配構造決定に寄与するかもしれないが生活全体に関する見通しと生活世界全体に対する構想力に欠けるという性格をもっている。この全体性に対する構想力を提供し、市民相互の利害関係を最も基礎的に調整するのが、市民的公共性とその核としての市民的公準なのである。

このように、市民的公共性は、市民の生活世界の全体性の中に根をおろし、一方では社会システム内のテクノロジカルなレベルにおける専門的な管理運営のチェック・アンド・バランス機能を果たすとともに、供給形態に関する専門的技術的可能性（代案も含めて）の予測・検討をおこなう母体となり、他方では供給の分配に関する諸社会集団間の利害の調整・調停をおこない、分配構造に関する意思決定に際して基礎的な公準を提供する機能と役割を持つものとして構想される必要がある。

## （2）分配・供給形態に対する制御

先にも述べたが、現代社会の個別化の徹底とその社会システムによる統合が複雑に分化しながら大規模に展開し、社会の全構成員を包摂するようになったことにともなって、さまざまな社会システムの相互の多元的並立が生じてくる。すると社会の中に価値尺度や分配構造、供給形態の異なるいくつもの社会システムが展開することになる。また、こうした社会システム内部にも、それぞれ主要な価値とそれに対抗する価値とが分化してくるし、システム管理や運営さらに効率化の方法等においていくつかの代替的な選択肢が生じてくる。

ところが、システム内部の判断及び意思決定はますますテクノロジカルな性格を帯び、内部の管理者及び専門家集団の判断及び意思決定にゆだねられる傾向が強くなる。すなわち、市民にとって身近かな問題に関するテクノロジカルなレベルの意思決定が、いわばブラックボックス内部の問題と化してしまう傾向性があらわれるといってよいだろう。社会システムによる財・サービスの供給は、不可避的に管理業務及び遂行業務の専門化・專業化を生じさせることで効率化をはかり、個人の財・サ

ービス獲得に際しての「自由度」を高めるのだが、それと引き換えに生活財・サービスの共同的自己充足に備わっていた可視性・当事者性が失なわれる所以である。貨幣もしくは政治的圧力を投入すれば、プロセスは不可視のまま欲しい財・サービスが出力されるという供給形態が日常化すると、人々は需要と供給の間のプロセスに介在しているシステムの存在を意識や関心の外に置くようになる。いいかえれば、社会システムの制御が一般人の手から専門的能力を「自己認定」（I. イリイチ）した専門的エリートの手に移っていくということである。

この専門家や専門スタッフへの権限の移行は、一方では効率性を生みだす。そして供給装置内部は官僚的組織原理をとり、それぞれの社会システム内部の運営・管理上の判断及び意思決定がおこなうようになるために全体として諸社会システムは相対的なものではあるが自律性をもったものとして確立されていき、社会システムは相互に多元的な関係をもつようになる。

だが、各社会システムが目的的・機能的なレベルにおける相対的自律性を獲得したとしても、公共セクターなどの非市場部門を中心にして、財政支出や法的規制などの諸社会資源の各社会システムへの配分や、財・サービスの供給にあたっての分配関係などは、システム外の意思決定が必要になる。これを担うのが、国家や自治体の議会、行財政組織さらに首長などと、さらに経営体の理事会、経営者などである。これらトップ水準の意思決定は、各利害集団間の利害の調整・調停と資源配分、供給分配の構造に対する意思決定に中心領域が移ることになる。

すなわち、市民の側からみれば、選挙を通しておこなう意思表示の他に、行政機関に対しておこなう意思表示、財・サービスの供給をおこなう組織体に対する直接の意思表示など多元的なルートを活用していくかなくてはならないのである。すなわち、行政・立法システムの分節化とそれらからの財・サービス供給システムの分化などが生じたために、それぞれのレベルにおける市民の関与が必要になるわけである。

## （3）市民的公共性の根

市民の公共的統制力の由来は、社会システム内部だけでなく日常的な生活の中にその根をもたなくてはならない。利害集団や専門的集団は、十分に市民的公共性から統制をうけない限り、利己的利益の追求と集団外の人々に対する排他的な利益独占をおこなうことがないとはいえないからである。公共的統制力の根は、日常的な生活の中で市民が自分たちの個別利害を調停し利害関係

を制御できるかどうか、その能力にかかっているといつても過言ではない。

すなわち、今まで述べてきたように、基本的な生活財やサービスは市場や公共サービス部門を通して供給されている。その時の基本的な価値尺度は経済的価値である。そして基本的な利害関係は対供給システムとの関係で生じるもので、これに対する統制力についてはすでに述べた。だが他方で人間の生活にはいまだに非経済財の部分が残っている。すなわち社交や安全、娯楽、子育て、学習等はかならずしも経済財として調達しなければならないわけではない。こうした非経済財を自分たちの手でどれだけ共同的自己充足できるかという点が重要なのである。この共同的自己充足の活動をとおして、市民の生活世界の中で共有されるものが形成される必要があるのである。

都市の生活共同性が現代の大都市化し、消費社会化した社会環境のもとで再生するということはどういうことであろうか。それは地域空間や社会システム外のインフォーマルな領域に自分たちの生活空間を共同で形成することを基本方向とする。現在の日本社会ではすでに市場化されて効率的に供給されている財・サービスの中には、高度成長期の時点であれば生活に必要な非市場的な要素（社交・安全、娯楽、子育て、学習等）として自分たちで共同充足していくことは十分生活共同性の範囲内で取組めたものがある。だがこうした社会システム外の生活諸領域に自分たちの生活世界を創出した人々は多くはないだろう。たとえば、御近所よりも子どもの通う学校のPTAや同級生の母親たちのむすびつきにしか関心をもたない母親や、職場集団のみに帰属しているような父親。子どもたちは、居住地の周囲に遊び場を持たず塾仲間や同学年同士に限定されたインフォーマルな社交空間、という姿に象徴されているのである。そして、大多数の者が社会システムに包摂されていく過程でシステム外に共同の生活世界を作らなかったがゆえに、先に述べた非市場的要素の供給や維持に困難が生じ、個人や個別家庭の不足状況に対応して市場ルートでサービス産業が1970年代以降急速に普及し、市民の共同的自己充足にとって代わったのである。

現代社会においては生活財・サービスの供給の多くは市場及び準市場さらに公共サービス機関を経て調達されることの方が経済的に効率的であることが多い。ところが、生活世界の視点からみるならば、この経済的合理性はある特定の合理性として相対化されてとらえられる。

現代の大都市生活の中で共同活動をおこなっていくという行動は、決して経済的効率化の論理にもとづかない

にもかかわらず、生活世界を安定させ発展させるという点からみれば合理的であり効率的な方法なのである。

#### （4）市民的公共性の三層構造

以上みてきたように、市民的公共性も現代社会では三つの層に分化しつつ、それぞれのレベルにおける市民の統制力の基盤となるのである。すなわち、社会システムを通しての分配構造を決定するレベル、供給に関する供給形態・形式の検討も含めたシステム運営・管理のレベル、市民の日常的な生活世界の共有化とある程度の利害調停のレベルの三層である。

市民的公共性を筆者は、上の三層にわたる調整調停力の全体を包摂する概念としてここで提示するが、最も中核的な圈は最後に示した市民の個人間、個別家庭間（つまり私的圈相互間）に形成される水準のものであると考えられる。そして、この私的圈レベルの市民的公共性は、他の2つのレベルに対して関与するものとなる時に、社会的な財・サービスの供給に対する利害関係を調停することの出来る社会圈として自己確立をはたしていくものと考えられる。

市民的公共性は、一方では社会的政治的な意思決定過程において「私」に由来する「公共圏」が政府・自治体及び社会システムなどに対して時には批判者ともなって権力やシステムの無制限な支配や統合をチェックし、抑制しながらバランスをとる機能を有するものである（J.ハーバーマス）。すなわち、「私」の側からの国家・政府・社会システムといった公権力及び統合機構に対する統制力の源なのである。

しかし、他方で市民的公共性は、市民の私的利益追求に対する市民の側からの調停力としての公準を提供するものである。すなわち、個人的な利益やある利益集団の集団的な（共同化された）利害にもとづく「私」的な利益の追求がもたらす社会的弊害が生じたり生じることが予想される時に、その調停を国家や政府の「公」の権威もしくは威信に依存する形で行うのではなく、市民が個々の「私的利害」を自分たちの手によって調停し、統制していくための公準を「私」の領域から形成するということでもある。

このように市民的公共性の精神である批判的精神は、たんに国家や政府といった権力機構に対して発揮されるだけではなく、個人的もしくは集団的に行なわれる「私」的活動・行動に対しても十分に発揮されなくてはならないものであるといえよう。

本稿では一般的な社会システムと市民的公共性の関係をのべるにとどまったが、学校教育システムに関しても

やはり同じことが言えると考えられる。学校教育システムに関するより内在的な理論的検討については稿を改めることにする。

(指導教官 堀尾輝久教授)

### 参考文献

- 1) ダニエル・ベル『資本主義の文化的矛盾』(講談社 1977 年

- 邦訳)  
2) ユルゲン・ハーバマス『公共性の構造転換』(未来社 1973  
年邦訳)  
3) フレッド・ハーシュ『成長の社会的限界』(日本経済新聞  
社 1980 年邦訳)  
4) イヴァン・イリイチ『エネルギーと公正』(晶文社 1979 年  
邦訳)  
5) 加藤 寛「学校、教師も自由競争を」(日本経済新聞 1984  
年 4 月 2 日付)  
6) セオドア・ロウイ『自由主義の終焉』(木鐸社 1981 年邦訳)